

令和元年 12 月 11 日

## 令和元年司法試験に関するアンケート調査結果報告書

法科大学院協会司法試験等検討委員会

### 1. まえおき

法科大学院協会司法試験等検討委員会は、平成 31 年 5 月に行われた第 14 回司法試験について、すべての法科大学院を対象としてアンケート調査を行い、全 47 校中の 46 校から回答を得た（回答率 97.8%）。多忙の中、ご協力いただいた会員校の責任者・担当者の方々に厚く御礼申し上げたい。

調査は、これまでと同様、法科大学院教員の立場からみて、各科目の試験内容を適切と評価するかどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、末尾に試験全体につき意見を記載してもらった形式で実施した。更に、出題趣旨・最低ライン点の設定について、新たな法曹養成ルートの創設に伴う試験のあり方などについても意見を募った。

この報告書は、回答集計と付記された理由・意見を取りまとめたものを各委員に送って関係分野についての評価を依頼し、その結果を報告書案にまとめて全委員に回覧した上で作成したものである。

回答校の割合は、短答式試験及び論文式試験必修科目については、91.3%～78.3%、論文式試験選択科目については、平均 51.4%（昨年度は 52.2%）に達し、高水準となっている。もっとも、必修科目については、短答式全体で 83.8%（昨年度は 94.2%）、論文式全体で 84.8%（昨年度は 93.7%）であり、若干低下している。これは、回答総数が減ったため無回答が 1 校あった場合の割合が大きくなったことも影響していると思われるが、無回答の件数自体もやや増えている。法科大学院制度が大きな転換点を迎つつある現状において、司法試験の動向を注視することは法科大学院にとって極めて重要なことであり、その関連において本アンケートは重要な意義を有する。本アンケートの価値及び信頼性を維持するために、会員校の方々には今後も引き続きご協力をお願いしたい。

回答内容全体を概観すると、短答式試験については「適切」「どちらかといえば適切」とする回答があわせて 91.3%、論文式試験については、必修科目 84.2%、選択科目 75.9%である。一昨年・昨年の数値は、短答式試験が 93.9%・91.3%、論文式必修科目が 85.5%・84.8%、論文式試験選択科目が 80.6%・78.7%であるから、試験問題に対する積極的評価は、ここ 3 年間、高い水準で安定していると一応はいえるであろう。

分野ごとに試験問題の評価をみると、短答式においては、刑法の積極的評価が他科目に比べてやや低い（81.8%：憲法は 94.4%、民法は 97.6%）。これは、いわゆるパズル問題的な出題がやや多かったことに対する消極的な評価に起因するものと思われる。論文式必修科目においては、行政法（90.5%：昨年度 85.4%）、民法（97.6%：昨年度 95.9%）の評価が特に高かった。これらの科目に共通する肯定意見としては、基本事項を問いながらも考えさせる出題であること、法科大学院での教育内容に沿うものであることが挙げら

れている。これらは他の科目においても肯定的な評価をする際のポイントとして挙げられており、科目によって微妙な差はあるにせよ、出題の良し悪しを判断する際の重要な視点としてほぼ共有されているものだといえよう。

昨年は、憲法と刑法においてかなりはっきりとした出題形式の変化がみられたが、両科目とも、出題形式は昨年度と同様であった。その評価の点では、積極的評価が憲法は 81.6%（昨年度 79.2%）、刑法は 73.0%（昨年度 71.0%）と、いずれも昨年を若干上回ってはいるものの、昨年の評価がやや低かったことからすると評価が上向いてきたといえるかは判断が難しいところである。もっとも、全体としてみると、どちらの科目についても、出題形式の変更それ自体については昨年よりもやや肯定的な受け止め方がなされているように見受けられる。例えば、このような出題形式の変化が学生の学修姿勢に顕著な変化を生じさせているという肯定的な意見があることは注目されることである。いずれにせよ、両科目における出題形式の変化については、今後の動向にも注目しながら、その評価を見定めていく必要がある。

今年は、自説だけではなく他説にも留意した論述を明示的に求める設問がいくつかみられ、刑事訴訟法でははじめてこのような形式の設問が出された。刑事訴訟法におけるこの変化は、設問が基本的な論点に関する代表的な見解の対立を内容とするものであったから、それほど受験生にとって面食らうものではなかったと思われる。今回のアンケートにおいても、この点の変化については概ね肯定的な受け止め方が多いようである。他方で、刑法の出題に関しては、今後の受験生に細かな学説まで勉強すべきであるというような行き過ぎたメッセージを与えることにならないかと危惧する意見があることが注目される。

選択科目は、全体としては積極的評価が 75.9%（昨年度 80.6%）であり概ね高評価といえるであろう。ただし、国際関係法（私法系）に関しては積極的評価が 55.6%（昨年度 81.5%）とかなり低くなっている。講義で必ず取り上げられるものとはいえ、また、司法試験用法文搭載法令に搭載されていない条約の解釈が関係する出題であったという点に批判的な意見が寄せられている。昨年、積極的評価が 32%と非常に厳しい評価がなされた経済法は、今年は積極的評価が 69.2%と持ち直したが、分量などの点で今年も厳しい評価が散見される。このような意見を踏まえた上で、きちんとした検証を行うことが望まれるところである。

出題趣旨については、多様な意見が開陳されている。全体としては、出題趣旨は学習・教育に役立つという観点からの肯定的な意見が比較的多いように見受けられる。近年、出題趣旨についてはそのクオリティが上がったという声が多かったが、その基調は今年も続いているようである。もっとも、今年は、その点を好意的に評価しつつ、詳細な（詳細すぎる）説明がかえって学生に誤ったイメージを持たせる危険性について懸念する声も複数寄せられている。詳細であることは悪いわけではないが、重要度に応じたメリハリが求められているように思われる。採点実感も含め、作成者側には、この種の情報が学生に及ぼす影響の大きさに留意し、今後も有益な情報発信に努めてもらいたい。

採点基準の開示や解答例の提示を提案する意見がみられた。これらのことにどのような障害があるのかわからないが、実施の可否について議論くらいはしてみてもよいのではなかろうか。また、これまでと同様に、出題趣旨はもっと早い段階で公表すべきであるとの

意見があった。司法試験委員会決定（平成 17 年 11 月 8 日）により、「出題の趣旨の公表については、合格発表後、速やかに法務省ホームページ等に掲載する」とされており、現状ではやむを得ないが、この公表時期に合理性があるのかは引き続き検討の余地がある。

最低ライン点の設定については、各系の科目ごとに設定・公表したほうがよいとする意見や、（選択科目において）そもそもその合理性に疑問を呈する意見などがあり、注目される場所である。

今年は新たな法曹養成ルートの新設に伴う試験のあり方などに関して意見を募った。実に多様な意見が寄せられ、この問題に関する関心の高さがうかがわれる。全体的な傾向としては、①試験のあり方を変える必要は基本的にないとする意見と、②試験までの学修時間が短縮されることに対応した工夫が求められるという意見が目立った。①の主たる理由は、法曹に求められる資質・能力が変わりがない以上、制度の変更によって試験内容を変える必要はない、というものである。もしこのような制度の変更によって試験問題を平易化することになれば、それは本末転倒であるといった意見もみられる。ここには、現状でも学生の学力低下が懸念されているときに、このような制度変更により一層その傾向に拍車がかかりはしないかという懸念も垣間みられる。他方、②には、いくつかのトーンが異なる意見が含まれている。比較的多くみられるのは、これまでよりも問題の難易度を下げるべきだ（あるいは、下げざるを得ない）という意見である。受験生の学修時間が減ることを直視したものだといえよう。法科大学院の教育内容により即したものとなるべきだという意見も複数寄せられた。至極当然の意見であるが、どのような試験が法科大学院の教育内容により即したもののなのかは、議論のあり得るところだろう。他には、出題範囲を限定するべきだという意見も複数みられる。この点は、在学中の司法試験受験の時期とも関連することになる。なお、科目間による温度差のようなものも看取される。例えば、同じ論文式必修科目であっても憲法、民法、刑法に比べると、それ以外の科目のほうが、試験問題に工夫を必要とするという意見が多いように思われる。この点は、選択科目においてはさらにはっきりしており、問題の難易度を下げること、出題範囲を限定することなどを提案する意見が相当数ある。また、選択科目については学部時代に勉強していたかどうかでかなり差がつくと思われること、短期間で間に合わせようとする受験生が増えるため科目間で選択に偏りが出ることが懸念されることを指摘する意見等もみられた。なお、在学中受験が可能となった場合には、選択科目を外し、法科大学院 3 年次後期に必修科目として受講させるべきであるとする意見もみられた。その他にも有益な意見が多数寄せられたので、是非とも回答付記意見を参照していただきたい。

試験全体についてもさまざまな意見が寄せられた。これまでと同様、予備試験のあり方に疑問を呈する意見が目立つ。しかし、その一方で、予備試験経由で法曹になることが本当に問題なのかを改めて問う意見があることも注目される。確かに、予備試験組よりも法科大学院で学んだ者のほうが優れているといえなければ、法科大学院制度が社会の信頼を得ることは難しいであろう。他方で、いわゆる 3 + 2 の導入と在学中受験の組み合わせによる制度改革に期待する声はさして大きくはない。法科大学院制度が大きな転換点を迎えている今、法科大学院は改めてその存在意義が問われているようである。法科大学院を取

り巻く状況は厳しく、制度改編の動きも急であるが、今回のアンケートにおける意見にも現れているように、より良い法曹を育てていくために法科大学院の教育はどのようにあるべきなのか、ということについて、真剣に熱意をもって取り組んでいる者が多数いることは確かである。今後の司法試験制度のあり方、また、法科大学院のあり方を考えるための一歩として、寄せられたさまざまな意見に目を通してもらいたいと思うところである。

法科大学院制度を中核とする法曹養成制度のあり方の再検討が進められている中で、政府の関連会議等において、本アンケート調査結果及び寄せられた意見等に十分な考慮を払われるよう要望したい。

- ※ 以下の記述中に、アンケート回答校数として小数点のある場合は、1回答校に複数の種別の回答があったことの反映であることを注記しておく（なお、本アンケートへのご協力をお願いするに当たっては、「複数の選択肢を選ぶことはなさないでください」とお願いしております）。
- ※ 以下の記述中、無回答の割合を示すパーセンテージ表記は回答・無回答を含む総数を母数としたものであり、その他のパーセンテージ表記は当該分野に係る無回答を除く数値を母数としたものである。

## 2. 短答式試験について

### (1) 憲法分野

短答式試験の憲法分野では 36 校から回答が寄せられた（昨年度は 48 校。なお、本年度の無回答が 10 校）。そのうち、「適切」と回答したものが 21 校（58.3%）、「どちらかといえば適切」が 13 校（36.1%）、「どちらともいえない」が 1 校（2.8%）、「どちらかといえば適切でない」が 1 校（2.8%）、「適切でない」としたものはゼロという結果であった。無回答が 10 校もあるというのは少し驚きである。評価できなかったということでないのなら、それは評価（回答）することに意義を見出せなかったということになるだろうが、その真意は不明である。

昨年度は「適切」が 45.8%、「どちらかといえば適切」が 47.9%であった。「適切」であるとの回答の割合が若干上昇している。また、「適切」と「どちらかといえば適切」の両者をあわせた割合は、昨年度が 93.8%なのに対して、今年度は 94.4%だから、こちらも若干上昇している。しかしこれらはいずれも誤差の範囲内であろう。消極的な評価がほとんどないことをみても、法科大学院の大半は今年度の短答式試験の「憲法」問題を妥当と評価したといえる。

「適切」であるとする評価は、出題が標準的であって良問が揃っており、法科大学院教育との整合性が保たれていることを、その理由としている。数は多くないものの、批判的な意見の中には、判例の細かい知識が問われていることに言及するものが散見される。「b の見解が a の見解の根拠となっている場合」を選ぶ問題を「適切」とみるものと、逆に疑問視するものがあったこと（ただし、それぞれ 1 つ）が、印象に残った。

## (2) 民法分野

短答式の民法分野について回答があったのは42校であり、4校が無回答であった。適切とするのが22校(52.4%。昨年度は50.0%)、どちらかといえば適切とするのが19校(45.2%。昨年度は45.8%)、どちらともいえないとするのが1校(2.4%。昨年度は4.2%)、どちらかといえば適切でないとするのが0校(0%。昨年度も0%)、適切でないとするものは0校(0%。昨年度も0%)であった。適切・どちらかといえば適切と答えた割合は、昨年度同様9割以上を占めている。

自由記述欄の肯定的理由としては、昨年度と同様、基本的な知識として必要な内容を的確に問うものである、全体として分野のバランスが取れている、分量としても適切であるという指摘にほぼ集約される。

これに対し、問題点を指摘する意見としては、どちらかといえば適切とする大学から、もう少し思考力を問う問題があればよいという意見が複数あった。一部細かな知識を問う問題である、難易度が高い問題がある、といった指摘は少なく(1校のみ)、易しかったという指摘が複数あった。なお、憲法・民法・刑法で、短答式試験の解答方式がばらばらであるため、標準化することを求める意見もあった。

## (3) 刑法分野

刑法分野・短答式について回答があったのは37校(昨年度50校)であった。

回答としては、「適切」とするものが17校(45.9%。昨年度は50校中24校)、「どちらかといえば適切」が13校(35.1%。昨年度は22校)であり、「どちらともいえない」とするものが4校(10.8%。昨年度は3校)、「どちらかといえば適切でない」とするものが3校(8.1%。昨年度は1校)、「適切でない」とするのは0校(昨年度0校)であった。「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせて積極的評価を示すものが30校(83.3%)となった。数値としては決して低いわけではないが、昨年の50校中46校(92.0%)と比較するとやや見劣りする結果となった。回答総数が少ない点を考慮する必要があるが、多少気になるところである。

回答に付された理由をみると、「法科大学院での教育内容に沿った出題である」「全分野からまんべんなく出題されている」「基本的な知識および推論能力をバランスよく確認する内容となっている」といった出題分野のバランスや難易度を評価する肯定的な意見が多くみられたほか、「受験生の思考能力も評価しうる形式の出題として上手く作成されている」といった出題形式を評価する意見もみられた。

他方、否定的な意見としては、「事務处理的な作業を必要とする問題がやや多い」「不必要なパズル的要素が加えられている」といった試験に特有のスキルを必要とするかのような出題形式に対する意見、「あまり使わない犯罪類型に関する論点で重箱の隅をつつくような出題がある」という意見が目立つ。

判例を中心にした出題が多い点については、例年、肯定・否定の両論がみられるところであり、本年も同様であるが、「『判例の立場』がどのような意味を指すのか不明確な問題もあった」との意見が注目される。

個別の内容に関しては、因果関係に関する出題について、「現在の理論状況からいえば

旧い論点」「相当因果関係説をこのように取り上げ出題することの意義に疑問がある」という意見が寄せられているほか、内容に踏み込み問題点を指摘する意見がある。いずれも貴重な意見であるが、他面でこのような反応がみられることはある意味で因果関係論の現状それ自体が流動的であることを反映しているといえるかもしれない。また、業務妨害罪に関する出題について、「最高裁判例でも通説でもない『全面積極説』を前提に置いた出題は不適切である」「明白に判例と異なる見解への批判や射程を問うことは疑問である」といった意見が寄せられている。その他にも個別の設問に関する意見がいくつか寄せられているが、詳細は回答付記意見をご参照いただきたい。

なお、今回は最低ライン未満の者が刑法が一番多い点について、出題形式との関連性があるのではないかとすることを指摘する意見もあった。

### 3. 論文式試験について

#### (1) 公法系

##### (a) 憲法分野

論文式試験の憲法分野では 38 校から回答が寄せられた（昨年度は 48 校。なお、本年度の無回答は 8 校）。そのうち、「適切」と回答したものが 14 校（36.8%）、「どちらかといえば適切」が 17 校（44.7%）、「どちらともいえない」が 7 校（18.4%）、「どちらかといえば適切でない」が 0 校（0.0%）、「適切でない」が 0 校（0.0%）という結果であった。昨年度は、「適切」と回答したものが 25.0%、「どちらかといえば適切」と回答したものが 54.2%、両者あわせて 79.2%であったが、今年度は両者あわせて 81.6%なので、評価は少し上がっているが、これも誤差の範囲内であると思われる。つまり、全体として、相変わらず高い評価を維持しているといっていよう。

出題範囲や設問水準という点では、ほとんどの法科大学院が高く評価している。解答に当たって、基本判例や標準学説を十分に理解しておれば、十分な解答が作成できたと評価する意見が多数であり、基礎知識と論理的思考力の両者を図ることのできる良問であると受け止める法科大学院が大半であった。「どちらかといえば適切でない」と「適切でない」とする法科大学院が皆無であったことも、今回の特色である。

昨年、多くの法科大学院が反応した出題形式の変更については、「好ましい」「よい方向に向かっている」とする評価が散見される。ただし、1 校だけ「従来の形式に戻すことが望ましい」と評価している。昨年も、今回のような出題形式そのものを否とする意見はみられなかったし、批判的な意見であっても、出題形式の突然の変更を問題視するだけだったので（受験生を動揺させるから）、出題形式が安定化したことに好反応だったことは十分に理解できる。

設問を良問であるとして高評価する意見は、今回の設問が、現実味のある憲法問題を取り扱っていること、表現の自由に関するオーソドックスな問題を取り扱っていること、法科大学院教育との整合性が保たれていること、といった点に、高く評価した理由を求めている。

逆に、設問に難点があるとする意見は、今回の設問が、分量が多少多めで、少々難しい（特に合憲論の立場で書くのは難しい）、基本判例の応用の域を超えるほど意欲的に過ぎる、出題の意図がわかりにくい、解答の時間的余裕に乏しい、といった点に、問題があると感じているようである。ただし、このような問題への対処法として、一定の「誘導」を行うべきであるかどうかについては、これをもう少し積極的に行うべきであるとする見解と、逆に、積極的な誘導は控えるべきであるとする見解に分かれており、昨年と同じく、法科大学院間で評価が異なっている。

## (b) 行政法分野

回答を寄せた 46 校のうち、「適切である」と評価したのが 27 校(64.3%)、「どちらかといえば適切である」が 11 校(26.2%)、「どちらともいえない」が 1 校(2.4%)、「どちらかといえば適切でない」は 3 校(7.1%)、「適切でない」が 0 校であった。無回答は 4 校(8.7%)であった。昨年は、「適切である」と評価したのが 43.8%であったのに対して、今年は 64.3%になり、より一層高い評価になっている。行政法論文問題については、安定して高い評価が得られているといえよう。

本年度の問題について、「適切である」との回答の意見には、「土地収用制度を素材に、違法性の承継・行訴法 36 条の解釈・事業認定の裁量統制が問われているが、いずれもオーソドックスな学習で取り上げられる事項を素直に問うものであり、良問と考える」「出題された論点はいずれも法科大学院の標準的な教育内容に含まれるものであり、出題の形式も論すべき点を指定して受験者を戸惑わせないように適切に配慮されたものである」「違法性の承継、無効確認訴訟の原告適格、裁量審査といった法科大学院において学習すべき典型的な論点が問われており、また、『当てはめ』の出来次第である程度の得点差がつくことが想定される、適切な出題である」「基本的な知識をベースとした上での応用力を問う適切な問題であった」「細かな知識を問うものではなく、オーソドックスなテーマであり、訴訟法上の論点と実体法上の論点の両方がバランス良く配置されている」「法科大学院の授業でも取り上げられることが多い土地収用法の事例であり、受験生の実力が発揮しやすかったように思われる」「極めてオーソドックスな論点について、関係事実を具体的に検討させつつ解かせる良問であったと言える。解答すべき立場も一貫して、この点もまた、現状を踏まえた司法試験としては積極的に評価されるべきである」「過去の司法試験で出題されたことのあるような特殊な行政処分ではなく、授業で扱うような土地収用法の事業認定の問題であったことから適切と考える」「無効確認訴訟の訴訟要件を聞くなど、偏りのない学習をしているものが報われる出題姿勢も良い」「重要論点でありながら、具体的な問いの設定が難しい違法性の承継について、理解度を適切に確かめることができる問題となっている。また訴訟要件の設問についても、ありきたりの問い方ではなく、考えさせるための工夫がなされている」「難易度は決して高くないが、基本的な論点を着実に理解しているか否かを問うものであり、また、個別法を丁寧に読ませる問題でもある点でも適切と考える」など、大変高い評価が付されている。

「どちらかといえば適切」とした個別意見の中にも、「論点が明確であった点は、受験者の過度な負担を軽減するものであり、妥当と考える。出題内容も、典型的な論点で

ありつつ個別法をしっかりと読ませようとするものであり、妥当と考える」「設問の内容については、基本的な力量を問うものとなっており、また、出題・資料の分量については、時間的な限定を配慮したものになっている」「試験時間に見合った出題になってきたと思われる」との積極的評価がみられるが、他方で、「題材および論点がややマンネリ化しているように感じられる」「基本的な問題であるが、講義等では詳細に扱わない部分も若干含まれている」という意見や、特に設問2については、「設問2はあまり適切でない。検討すべき内容も、典型的な問題とはいえず、この要件に関する出題として、適切でない」「設問2(2)に関して、平成元年調査と平成22年調査の違いをはじめとするC市ないしB県側の行った考慮につき、調査方法の違いなど具体的な情報を今少し与えるべきだったのではないかと。〇〇であれば××であるといった解答を誘導する可能性があったと思われる。色々な可能性を想像させ検討させること自体が、この問題においてどこまで重要か疑問が残らないではない」「本問では“計画の基礎とされた調査の正確性”の問題をどう取り扱うかが一つの論点であるが、出題にあたっては、そのような“注目すべき下級審裁判例”の学習がどこまで期待されているのか」などの指摘が複数みられていた。

「どちらかといえば適切でない」との評価の個別意見では、「重要論点である処分性と第三者の原告適格がいずれも出題されていないのは、受験生の実力を測る点で十分でないと思われる。他方で、違法性の承継の論点は、2016年に出版されており、今回改めて出題する必要性があったのか、疑問を感じる」との指摘や、「素材として土地収用法を巡る紛争を取り上げたのは適切であると思うが、中心的な論点として違法性の承継について尋ねているのは適切とは思われない」「近年、論点が固定化される傾向にあったところで、今回、無効確認訴訟の『原告適格』の有無というこれまで出版されてこなかった論点を出すことで、事案に即した訴訟類型を挙げさせ、その中から適切に選択できる力、そして、判決効の理解力など、法科大学院の講義で扱った知識を活用する力をみることが可能となり、一定程度、評価したい。しかし、こうした新規の問題を出す場合、この問題の検討に時間を割くこと予想されるので、ほかの問題に係る論点の削減などの工夫があつてしかるべきところ、そうした工夫がなかったと思われ、その点の改善が望まれる」との指摘がみられた。

本年の行政法の論文試験は、土地収用法という行政法にとってかなり典型的な個別法を題材として、処分性・原告適格という最頻出の典型的論点ではないが、行政法の標準的学習に含まれる重要論点を問うているもので、高い評価を得ている。今後も、題材にする個別法の選択、論点の明確さ、解答への誘導のあり方を含め、安定した良問の作成が望まれよう。

## (2) 民事系

### (a) 民法分野

論文式の民法分野について回答があつたのは42校であり、4校が無回答であつた。適切とするのが21校(50.0%。昨年度は56.3%)、どちらかといえば適切とするのが20校(47.6%。昨年度は39.6%)、どちらともいえないとするのが0校(0%。昨年度は4.2%)、どちらかと

いけば適切でないとするのが1校(2.4%。昨年度は0%)、適切でないとするのが0校(0%。昨年度も0%)であった。適切・どちらかという適切とするパーセンテージが95%以上の高い割合となった。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中で肯定的理由としてあげられているものの多くは、基本的な事項の正確な知識を問うものである、制度横断的な問題に対応するための論理的思考力・応用力が試される問題である、法科大学院の授業内容に対応している、難易度も相当である、出題範囲としてもさまざまな分野に及ぶものであり適切であるといった指摘にはほぼ集約される。問題文が短くなり、受験生に考える時間があつたことを評価する意見が複数あつた点が、今年度の特徴としてあげられる。

今回の出題に対する疑問点・改善すべき点としては、各設問に相互の関連性がなく、設問ごとに配点が付されているために、全設問について満遍なく最低限のことを記述する表層的な答案が多くなることを危惧する指摘、実質的な論点が設問数より多いため、限られた時間内で深い思考を重ねる答案を書くことはできないのではないかという指摘があつた。

以上のように、改善に向けての意見も寄せられているが、全般としては肯定的な意見が多数を占めていた。

「出題の趣旨」に関しては、詳細かつ丁寧であることを評価する意見がある一方で、総花的でポイントがわかりにくいという指摘もあつた。

今後の試験のあり方に関して、制度が変わつたとしても今年度のような基本的知識を問いつつ、応用力や制度横断的な理解を問う問題を出题してほしいという意見が複数あつた。制度が変わつても要求すべき内容を変えるべきではないという意見もあつた。他方で、法科大学院在学中に司法試験受験ができることになった場合には、現在の試験は難易度が高いと感じるのではないかという意見、深い思考を求めるために、出題範囲の重点化を検討すべきではないかという意見などもあつた。表層的かつ論点網羅的な答案が多くなるための工夫を求める意見もあつた。

なお、2020年4月より改正民法が施行されることに関連して、多くの司法試験受験生が改正前民法の勉強をしてきたことへの配慮を求める意見もあつた。

## (b) 商法分野

論文式試験の商法分野について回答のあつた法科大学院は46校(昨年と同数)で、7校(昨年より1校増加)が無回答であつた。

回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が17校(43.6%。昨年より2校の増加)、「どちらかといえば適切である」との回答が15校(38.5%。昨年より12校の減少)であり、肯定的な回答をした法科大学院は32校(82.1%)であり、昨年と比較して、数では10校、割合で約9ポイントの減少であつた。

「どちらかといえば適切でない」とする回答は2校(昨年は0校であつた)、「適切でない」とする回答が2校(昨年より1校の増加)で、否定的な回答をした法科大学院の割合は10.3%であり、数では3校、割合では約8ポイント増加した。評価が改善された昨年と比べて、今年は若干評価を落とした。なお、「どちらともいえない」とする回答は3校で、昨年と同数であつた。

全体として、問題のレベルについては、会社法の基本的な知識・理解を問う問題と、そ

れを基にした思考力を問う問題であり、適切であるとする意見がほとんどであった。内容については、会社法上の制度を比較検討させて基本的理解を問う設問 1、判例百選掲載の最高裁決定の理解を基に思考力を問う設問 2、先例はないが会社法の基本的理解を前提に現場で考えさせる設問 3 と、バランスのとれた出題であることを高く評価する意見があった。現実に問題となる事項について検討させるもので、会社法実務に携わる素養をみるという目的に適っており、良いビジネスロイヤーを産み出すという観点から評価できるとする意見がある一方で、過度に実務的な内容を問うものであり、ロースクール教育で当然得られる知識から外れていることを懸念する意見もあった。また、当面の立法課題である株主提案権や、日本の大規模公開会社が現在直面している資産の有効活用といった課題を踏まえた出題であり、いわゆる受験論点にとどまらない広い視野を持つような動機付けを与えるものとなっている点を高く評価する意見もあった。

個々の設問についての意見を見ると、設問 1 については、基本的な理解を問う設問であることや比較検討を求めていることを評価する意見がある一方で、短時間で多くの条文を確認する必要のある出題である点に疑問を呈する意見、何を回答させたいのか少しわかりにくいとする意見、法律論というよりも、事実上のメリット・デメリットを論じさせる設問であることに疑問を呈する意見があった。採点実感を読んだ個人的な感想をいわせてもらおうと、配点 30 点の問題で、あれだけの量を書くことを要求することが試験問題として適切なのか、疑問に感じざるを得ない。また、昨年度の予備試験問題における出題と、株主提案権という同一制度を取り上げたことに疑問を呈する意見があった。設問 2 についても、基本的理解を基にした思考力を問う設問として評価する意見がある一方で、買収防衛策の問題を対価の相当性や撤回可能性というひねりを入れることで理解の深さを問う出題であることを評価しつつ、中間層の差別化として適切な問題であるか、特に 5 割の配点であることから疑問を呈する意見、判例百選掲載の最高裁決定とはいえ、有事に緊急的に導入されたかなり特殊な事案であり、判例丸暗記へと受験生を誘導しかねないとの懸念を表する意見もあった。採点実感を読む限り、これらの危惧・懸念が杞憂であったとは私には思えないのだが。出題者は、2 時間という試験時間内において、必要性和相当性についてどこまで検討することを期待していたのであろうか（採点実感は必要性について、最高裁決定を引用して、最終的には、株主自身により判断されるべきものであり、判断の正当性を失わせる重大な瑕疵の存否を検討すれば足りるかのような書きっぷりだが、問題文の事実関係で本当にそういえるのだろうか）。設問 3 についても、思考力を問う問題であるとして評価する意見がある一方、平均的受験生の知識・理解を超えており、公平な採点が困難であるとのいくつかの意見があった。決議 1 は重要財産処分に関する取締役会の権限（会 362 条 4 項 1 号）と同じ権限を総会に付与するもののように思われるが、それに基づいて行われた決議 2 は、財産処分に関する決議ではなく、取締役会に対し、特定の財産を処分する決議をすることを命ずる総会決議なわけで、そうすると、どのような意味での決議 1 の効力を論じることが要求されているのか、よくわからないところがある。

問題の量については、過去の問題と比べて論点が多すぎることはなく適切であるとの意見が大半であったが、少数ながら、問題量が多く、習熟度よりも問題処理の速度で差がつくことを懸念する意見もあった。なお、設問のあり方について、設問 1 は問題文の事実とはあまり関連のない設問であり、試験問題としてやや疑問であるとの意見、設問 3 は設問 2

と全く異なる状況を前提とするが、解答時間との関係で、慌てて事実関係を誤解する危険があり、問題文に工夫（例えば、ゴチックにする）があっても良かったのではないかとの意見、出題趣旨の程度で良いのであれば、事実関係をもう少し整理できたのではないか、との意見があった。

### (c) 民事訴訟法分野

回答を寄せた 38 校中、「適切」と答えたのは 19 校 (50.0%)、「どちらかといえば適切」と答えたのは 12 校 (31.6%)、「どちらともいえない」との回答は 5 校 (13.2%)、「どちらかといえば適切でない」との回答は 1 校 (2.6%)、「適切でない」と回答した法科大学院は 1 校 (2.6%) であった。無回答は 8 校 (8.0%) があった。

「適切」(19 校、50.0%) と「どちらかといえば適切」との回答 (12 校、31.6%) をあわせると、31 校 (81.6%) である。昨年の 84.0% から 2.4 ポイント減少したが、依然として 80% を超える割合である。また、「適切ではない」と「どちらかといえば適切でない」の回答をあわせると 2 校 (5.2%) であり、昨年と同数でほぼ同割合である。なお、今年の論文式必修科目全体の平均値では、「適切」と「どちらかといえば適切」の割合は 84.2% であり、本科目はこれをわずかに下回るがほぼ同水準である。以上の統計値を踏まえて一般的にみると、今年の問題についても、昨年とほぼ同様に、比較的に多くの法科大学院が良問と捉えていることがうかがえる。

自由記載欄をみると、「適切」との回答からは、「移送、自白の撤回、文書提出義務に関する基本的な理解を問うものであり、適切な出題である」「出題形式が法科大学院の授業と連続性があり、出題内容も民事裁判の実際を踏まえたもので、乖離がほとんどない」「まんべんなく学習せよというメッセージを感じる」「事例に即して基本的な理解を問う問題であるため。結論そのものではなく考慮すべき観点・事項を問う形式を含めたことも、思考過程を問うものとして、適切である」「幅広い範囲から、いわゆる理論問題として記憶したことを書くだけでは足りない設問を立ててあり、適切である。特に設問 3 は、これまでと異なる出題形式であるが、訴訟実務における民事訴訟法の働き方にも注意を向ける双方向の授業に出て教師と議論をしたり、それを聞いて自問、自答していた学生にとっては、戸惑いがなかったと思われる」「管轄問題では苦労した受験生もいるようであるが、予備校の出題予想などに踊らされた結果であり、設問の素材として取り上げたこと自体が今回の出題の評価を下げるものではない」などの意見があった。他方で、「授業等での扱いが手薄になりがちな論点や学説が落ち着いた感のある論点を正面から適切に取り上げ、受験者にプロセスとしての民事訴訟の勉強を促したことは、法曹資格試験として意義があると考え。ただ、諸刃の剣の面もあり、今後の方向性として固定化すべきかについては検討の余地がある」との指摘もあった。

「どちらかといえば適切」との回答からは、積極的評価として、「概ね基礎知識を基に法的思考力を問う問題が出題されており、良問であった」「基本的な論点が出題されている点は望ましいといえる」「基本的な知識をもとに応用力を問うという意味では適切な問題であった」「設問 1 は、17 条の類推適用による自庁処理の可否という論点として知らずとも、専属的合意管轄の有効性を肯定・否定の立場の理由を考えれば良いという点では難問ではない。また、管轄についても時には出題すべきであると思われる。設問 2 は問題文中④が主

要事実に該当するの否かは難しいが、問題文中に誘導らしき表現があるので、当初の請求と追加請求とで異なる可能性があることは推測できるだろう。「かつては既判力や多数当事者訴訟などについての過度に理論的な問題が毎年出題され、実務とは大きく乖離していたが、近年は条文を重視し実務に近い問題となってきたようで、実務家登用試験としてふさわしい方向になりつつある」「マイナーな論点やこれまで考えたことがないであろう問題も出題されていて、現場思考も重要な問題であったといえるが、条文や既存の知識を手がかりにすれば回答できたと思われる」「短答式による条文知識の確認ができなくなっている以上、今回のような形式で基本的な条文操作も含む出題をせざるを得ないと考える」などの意見があった。

一方、消極的評価として、「民事訴訟法の基本的な理解の到達度を問う上で適正な論点であったかどうかは疑問が残る」「やや予備校問題的であり、回答者の論理的な考察能力を適切に問うものとは言い難い」「司法試験においては、基本的なリーガルマインドの有無が試されるべきであり、民事訴訟法の出題においても、『考え方が分かれている（説明の仕方が複数ある）論題について、その分岐となる点の理解の度合いを確かめ、当てはめをさせる』というものが相応しいと思うが、本年度の移送の問題はそうしたものから外れている」「設問 3 も、文書提出義務の有無そのものの結論は求めず、判断の際の考慮要素を考えさせるという点では良い問題であろう。ただ、220 条第 3 号の可能性を検討した答案をどう評価するつもりなのであるだろうか。その可能性は、全くないとは言えないだろう」「設問 3 の自己使用文書に関する判例の枠組みは問題文中に示してよいのではないか」などの意見があった。

「どちらともいえない」と回答からは、「昨年問題と連作（シリーズ）のようになっていて、昨年受験した者に問題意識が強く残っていたとも思われなくもない」「昨年度と同じ内容のテーマが繰り返して出題されており、出題に偏りが見られる」などの意見があった。

「どちらかといえば適切でない」との回答からは、「設問 2 は、要件事実のかなり細かな部分の理解が必要であり、平均的受験生には荷が重いであろう。設問 3 も、文書提出命令というテーマはよいとして、最高裁判例に出ている事例に近づけてはどうかと考える」との意見があった。

「適切ではない」との回答からは、「設問 1、設問 3 は比較的マイナーな論点といえる。民訴法の基本的事項に関する理解を問う問題が適切である」との意見があった。

以上を総括すれば、今年の問題については、学理上の著名論点だけでなく、実務上の重要な制度も踏まえて応用的な思考力を問うものであり、司法試験に相応しいテーマおよび難易度であったとする積極的評価が大多数を占めるが、問われる知識の細かさや、昨年問題との類似性の指摘も散見されるアンケート結果となっている。

出題趣旨については、「採点結果を踏まえて適切に示されている」「例年になく、受験生にとって理解しやすく書かれた出題趣旨であった」「簡潔に要点が述べられており、受験生の参考になることが期待される」との意見のほか、「さらに具体的な答案例をも示してほしい」「受験生のみならず在學生も読む文章であり、可能な限り詳しく述べてもらいたい」「丁寧に記述されていると思うが、受験生から見た場合、もう少し具体的な評価基準が示されればよいのではないか」との意見があった。

また、最低ラインについては、「最低ライン点の設定は、あっても良いが、20%未満など

かなり低くて良い（得意科目による引き上げも専門化する中では、認めて良い）ように思われる。…全体としての素養が大事と考える」「基本的なリーガルマインドの有無を問うことに徹し、知識の有無で点差が生じることがあってはならないと考える」「設問3については、一部提出の考慮、インカメラ審理等も検討対象になると考える」との意見があった。

なお、出題趣旨等の発表時期について、試験終了直後や合格発表直後が望ましいとする意見があった。

### (3) 刑事系

#### (a) 刑法分野

刑法・論文式には 37 校からの回答があった（昨年度 50 校）。

回答内容は、「適切」16 校（43.2%。昨年度 13.5 校）、「どちらかといえば適切」11 校（29.7%。昨年度 22 校）であり、あわせて積極的評価を示すものが 27 校（73.0%。昨年度 35.5 校）である。積極的評価は昨年度（71.0%）をやや上回った。

「どちらともいえない」とする回答は 5 校（13.5%。昨年度 8 校）であり、「どちらかといえば適切でない」は 2 校（5.4%。昨年度 2.5 校）、「適切でない」は 3 校（8.1%。昨年度 4 校）であった。

昨年は出題形式が大きく変わったが、今年も大枠としては昨年と同様の出題形式であった。その点に関しては、「予備校の論証集や、理解を伴わない暗記では対応できない問いである」「法曹となるために必要な基礎力としては単に判例の立場のみの理解では不十分であり、諸説についての多面的な正しい理解・深い学習を促すものとして、好適と思われる」「受験生の刑法の理解を多角的に問う内容になっており、基本的に適切な方向にある」「実務上も決着の付いていない問題について、理論との関係を意識させ、理論と実務の架橋を凶るという点で、極めて適切な問題である」といった肯定的な評価が多くみられた。さらに、このような出題形式の変化が学生の学修傾向に及ぼす影響として、「法科大学院教育の現場でも学生の学修意識が変化して、重要な論点についてはただ判例の結論を鵜呑みにするだけでなく、様々な考え方を習得しようとする姿勢をみせる学生が顕著に増えた」という意見が注目される。

他方で、「出題が事案の実務における解決を意識したものではない」「（設問3については）求められている論述がやや実践的必要性が薄い」といったややネガティブな意見もみられる。

また、「問い方が学説に傾斜しすぎではないかという印象を覚える」「学説の知識を問うことが、実務家登用試験にふさわしいかどうかは疑問のあるところ」といった意見のほか、「これでは、受験生は、極端な少数説までを勉強すべきであるというメッセージだと理解しかねない」といった懸念も表明されている。この点は、「設問2及び設問3については、いずれも様々な理論構成があり得るために、考えられる『説明』をいくつ論じなければならないのかが不明である」「受験生にどこまでの回答を求めているのか範囲が不明である」「少数の論点・見解を絞って丁寧に書くべきなのか、広く可能性のあるものを薄く書いた方がいいのかがまったく不明である」といった問題意識とも関連しているといえよう。細かな学説についても判例・通説と同程度に理解す

ることを出題者が求めているとは思われないが、受験生にそのように受け止められるおそれがないとはいえないであろう。その意味で、「実務上取り上げられることが差し当たり想定され得ない学説についての知識が問われていると誤解されないような出題形式・内容に留めることが重要である」との意見が注目される。さらに、「設問1・2に対する精緻な回答と、設問3に対するチャレンジ精神のある回答との評価上の扱いがどのようになっているのかを抽象的にでも示す必要がある」「設問の仕方等(例えば、設問3の「難点を示せ」という要求)については、どのような回答の仕方が期待されるのかをわかりやすくする伝える工夫をお願いしたい」といった意見も寄せられている(この点は、「出題趣旨」「採点実感」の意義・役割とも関連する問題であろう)。

他に、「当てはめの能力を見る部分があってもよいのではないか」「[設問1]においてATMからの現金引き出しの罪責を問わないのであれば、設例のこの部分は【事例2】に回した方がよい」といった意見があった。問題作成の際に参考となろう。さらに、「(設問1に関し)司法試験受験生に、十分に議論の詰められていない、新たに問題となっている事例類型についてその理解を問うことが妥当か、時期尚早ではないか、難易度が最新知識の有無によって激変するのではないかという意見もやや強くある」「受験生が『今後は下級審の判例にも漏れなく目を配るべきなのか』という不安を抱かせる内容であり、下級審の判例の事案そのものを取り上げるべきではない」との指摘があった。

全体としてみると、昨年からの出題形式の変更自体はある程度評価するものの、出題内容及び具体的な問い方についてはまだ検討の余地がある、というような見方が多いようである。

出題趣旨に関しては、適切であるとする評価が多いが、「出題者が考える重要性に応じて記述の比重をもっと傾斜させて書いてもらいたい」「今後の受験生に細かい学説を知っていないとだめだ(少なくとも知っていた方がかなり得である)というメッセージが強く伝わるのではないかという点を若干危惧する」「設問2や設問3は、解答として書きうることは出題趣旨に書かれているが、このような出題をする以上は、多様に書かれたと推測される答案のうち、どのようなものを肯定的に評価したかを、さらに積極的に示すべきである」といった意見が注目される。「出題趣旨」は受験生の学修傾向に及ぼす影響が大きいので、出題者の意図が歪んで伝わらないように周囲する必要がある(この点は、「採点実感」も同様である)。

新たな法曹養成ルートの新設に伴う試験のあり方などに関しては、多様な意見が寄せられた。是非、回答付記意見をご参照いただきたい。

## (b) 刑事訴訟法分野

今年度の刑事訴訟法・論文式の出題は、設問1が捜査法、設問2が公判法に関するものであった。設問1は、いわゆる別件取調べが疑われる逮捕・勾留の適法性を問うものである。また、設問2は、公判前整理手続を経た後の公判手続における訴因変更の可否を問うものである。捜査法から1問、公判法から1問というのは、定番とあってよい例年どおりの出題形式である。

このような本試験問題の適否につき、37校からの回答があった（昨年度は51校）。

出題の内容につき、「適切」と回答したのが18校（48.6%。昨年度は54.2%）、「どちらかといえば適切」と回答したのが12校（32.4%。昨年度は37.5%）である。合計30校（81.0%）であるから、積極的評価を示すものが全体の8割を超えている。この「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせた数値は、平成26年度が96.9%、平成27年度が87.1%と高水準を示したが、平成28年度には66.5%に低下し、平成29年度は80.8%と持ち直していた。そして、平成30年度（昨年度）は、91.7%である。昨年度ほどの高率ではないが、今年度の出題も、法科大学院の教育現場からは、概ね肯定的な評価を受けたと総括してよいのではないか。

他方、「どちらともいえない」との中間的評価は6校（16.2%）で、「どちらかといえば適切でない」との消極的評価は0校、「適切でない」という明確な消極的評価は1校（2.7%）である。昨年度に比べ中間的評価が増えてはいるが（昨年度は4.2%）、上記数値自体は、いずれも低い水準とあってよいものである。この観点からも、今年度の出題は、肯定的な評価を受けたとあってよいであろう。

「適切」との評価を与えた意見の個別の内容を列挙すると次のとおりである。

「問題の量と質において適切である」「理論上も実務上も重要な論点が出題されている」「典型的な問題点を扱っている上、事案に対する法律適用力や応用力も試されている」「具体的事例を通じて、刑事訴訟法の基本的学識、法適用能力、論理的思考力を試すことができる問題」である、「別件逮捕・勾留、訴因変更といった、どの教科書でも一定量の記述が為されている事項を中心とした出題である」、「基本的な知識・理解や法的分析等を試すことができる問題である。分量も適切である」等々。以上のとおり、肯定的な評価の主な根拠は、質・量が適切なものであること、いわゆる典型論点を素材に、基本知識や事案に即した分析・あてはめの能力を試す内容となっていることである。

その反面、設問1-1が、自説によるあてはめと結論を論述させる一方で、設問1-2が自説と異なる結論を導く理論構成について論述させる点（反対説にも言及させ、理解の深さを試す出題趣旨と思われる）については、意見が分かれた。「自説と反対説の双方について、その理論的根拠を明らかにするとともに、事例の中から関連する重要な事実を選び出すことが求められており、マニュアル的な暗記では対応できず、問題点の本質を捉えた思考力を試すことのできる良問」「自説…を暗記しておけばそこそこ対応できるという出題ではなく、法科大学院で他説にも配慮した…双方向・多方向の形での…講義を体験し、そこで学んだ内容を身につけている者（しかも、実務基礎科目で令状審査について学んでいる者）にとってこそ答えやすい出題形式になっており、かつ、問われている内容も当然法科大学院において複数の考え方（や具体的な審査方法）を教えているはずの…もの」「答案作成の容易さという観点からのみ理論構成してその論証を暗記するだけの、その論点の本質的な問題点や理論の正確な理解に欠くような受験者（特に本問のような別件逮捕・勾留の問題では多く見られるであろう）には対応が困難な出題の仕方であり、その試みは高く評価できる」などと、このような出題形式を評価する意見が多数寄せられる一方で、「反対説まで書かせるのは、実務と多数説が対立している超重要論点に限るべき」との指摘も存在した。また、設問1-1と1-2で「異なる理論構成かつ異なる結論が求められる以上、あてはめに

において摘示される各事実の評価方法や重要性についてほとんど確定的に方向付けられるものになり、受験者自身の理解により本来たどり着いたであろう結論から乖離してしまうことがあるのではないかと若干の懸念を覚える。このように、先に結論ありき的事实評価を強いることは、『法適用能力及び論理的思考力を試す』という出題趣旨に反するのではないかと、あるいは、「別件逮捕・勾留につき本件基準説を採用したばかり、設問 1-1 の論述において別件基準説をあげてこれが妥当でないことを述べる必要があり、設問 1-2 の解答と重複してしまうのではないかと」といった出題技術上の疑問を呈する意見も散見された。

設問 2 が実務上すっかり定着した公判前整理手続の実施を前提に、訴因変更の可否を考えさせるものである点については、肯定的な評価が多かった。すなわち、「これまで本格的に出題されることがなかった公判前整理手続を経た事件に関するものであるが、すでに当該制度は定着して久しく、出題に妨げはない」と、許容できる範囲の出題であることを前提に、「『公判前整理手続』を絡めることで（刑事）実務基礎科目をきっちり学んできたかどうかを確認することができる出題といえる」「実務では、否認事件は公判前整理手続を経ることが多い以上、各種論点について同手続を前提としたものでなければ、実務家登用試験に相応しいものとはいえない」などと、もっぱら実務的な観点から、積極的に評価する声が多数派であった。難易度の点についても肯定的な評価が多く、「オーソドックスな論点でありながら公判前整理手続の理解の確認も盛り込んでいたので良い問題である」「判例百選掲載事例が下敷きになっており、答えやすい問題であったと思われる。また、時間をかけて考え、解答することができる分量であり、処理能力評価への過度な偏りを避けられるという点で、適切であった」などの意見が主流であったが、「訴因変更の可否要否というオーソドックスな論点につき、公判前整理手続との関係を絡めた問題にした点は、やや新奇で対象受験者の資質能力的確な判定に直結するものかという観点から評価が分かれるのではないかと」と指摘する声もあった。

一昨年度及び昨年度に引き続き、公表された出題趣旨等に関する意見が寄せられた。「出題趣旨は、受験生にとっては学修の指針ともなるので、具体的で丁寧な出題趣旨の公表が、今後も望ましい」ことを前提に、「出題の意図が明確かつ丁寧に記載されており、受験生にとって参考になると思われる」「出題趣旨からも、基本を押さえたオーソドックスな論証ができていのかどうかを見ようとしていることがはっきり分かり、全体として、高く評価する」「出題の趣旨は、学生にとって学習の指針となるように意をつくして記載されているものと評価している」などの意見がみられ、全体として、出題趣旨が学習の指針として機能しているものと高く評価する声が多数派であった。ただし、批判的意見も皆無ではなく、「出題趣旨も、解釈理論の対比を期待しているように見える。それでは、理論のための理論を求めることになる」といった意見も寄せられた。

ところで、本年度については、学部レベルにおける法曹コースの設置、法科大学院レベルにおける在学中受験の実施など、大幅な制度の改変が見込まれることから、新たな法曹養成ルートの新設に伴う司法試験のあり方についての意見も質問項目に盛り込まれ、この点に関する興味深い意見が寄せられた。

まず、今年度の出題を在学中受験などの新しい事態に対応可能な、望ましい出題だと捉

える肯定的な意見から紹介する。「本年の試験は、基本的な事項を問うものであり、在学中受験であっても対応可能と考える」「本年度のような学習しておくべき基本的な論点の出題であれば、どのような法曹養成コースを設けようとも、問題がないように思う」「いわゆる重要論点を検討するものであるから、新たな試験制度にも対応できるように思われる」「必ずしも実務に関する学修が進んでいる必要がない問題であり、また扱われた論点自体は基本的なものであるので、ふさわしいと行ってよい」といった意見がその代表的なものである。中には、「本年の問題は、新しい試験制度…にふさわしい」と評価したうえで、「新しい試験制度…においては、どの教科書でも一定量の記述が為されている事項から出題されるべきと考える。なぜならば、法曹コースを3年で修了した学生は、現在の制度下で既修者コースに入学してくる学生（法学部出身者。早期卒業者を除く。）と比べて、司法試験受験までの学習期間が短くなるため、教科書で記述が為されていない、あるいは2、3行程度の記述しか為されていない事項を出題されると、対応できなくなるからである。この考えに対しては、教科書で記述が為されていない事項についても、自主的に学習を進めるべきという考えも有り得る。しかし、選択科目を含めて8科目を、わずか4～5年程度で学習しなければならないという状況は、学生にとって極めて過酷なものである。出題に際しては、この状況を十分に考慮していただきたい」と、教育現場の実情に照らし、具体的な提言をするものもあった。

その一方で、「この問題でも、法科大学院3年次在学中に受験する者にとっては、かなり難しいであろう」、あるいは、「事例への理論の当てはめについてある程度トレーニングを要するため、既習2年次の春学期途中での試験では、対応が難しいかもしれない」との懐疑的な見方も存在した。さらには、本年度の試験問題は概ね好意的に評価しながら、「3+2を重視するような試験のあり方は、未修者、とくに純粹未修者に不利となる。司法試験の問題自体を知識偏重でなく、事実の評価と問題解決能力を問うものに変えるべきである」「事例問を論述式の形で質問する場合には、出題形式への習熟度に左右されるところが大きく、法的素養よりも受験制度への適応力の影響力が大きくなり得ると考えられる。…事例問を論述式で回答させるよりは、むしろ端的に短答式で質問するほうが適切であろう。また、仮に、事例問を論述式で回答させるという従来 방식을維持するのであれば、論理的な答案技術を求める質問方法は避けるほうが、在学中受験者、とりわけそのうちの優秀層にとってよいのではないかと考える」といった、具体的な改善策を説くものもあった。

#### (4) 知的財産法

知的財産法について回答があったのは26校であり、20校からは回答がなかった。適切とするのが12校(46.2%。昨年度は35.7%)、どちらかといえば適切とするのが10校(38.5%。昨年度は42.9%)、どちらともいえないとするのが3校(11.5%。昨年度は14.3%)、どちらかといえば適切でないとするのが1校(3.8%。昨年度は7.1%)、適切でないとするものは0校(0%。昨年度も0%)であった。適切・どちらかといえば適切という回答が8割強を占めている。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中で肯定的理由としてあげられているものの多くは、基本的な知識、重要な論点を問うものである、適切に応用力を求めている、難

易度が適切であるという意見にお概ね集約される。とりわけ、本年度は、基本的な知識、重要な裁判例を問うている点を評価する意見が多かった。

これに対して、疑問点・改善すべき点としては、第1問につき、事実認定のみをさせる冒頭の問題は不要であるという指摘があった。そのほか、難易度の高さ、分量の多さを指摘する意見もあった。

以上のような疑問点・改善すべき点についての指摘もあったが、全体としては肯定的な意見が多数を占めていた。

出題趣旨に関しては、適切な叙述であるとする意見が多かった。

今後の試験のあり方に関して、基本的な論点を問うべきという意見が多数であった。知識よりも理解の深さ、思考力を問うべきであるという指摘も複数あった。その上で、本年の問題はその意味でも適切であるという意見と、出題レベルを下げてさらに基本的な事項に絞った問題にするべきであるという意見が双方あった。後者の意見として、とりわけ特許法の分野では実務の理解が必要であるが、3年次在学中に受験する際には、そこまでのレベルに到達するのは難しいという指摘があった。出題レベルを下げる場合、オーソドックスな問題の数は限られており、受験生が予測を立てやすいといった課題の指摘もあった。著作権法分野で、1つの事案で複数の論点が絡み合う問題を出す際の難しさ、著作物性そのもののみを問い、著作権やその制限等の他の論点に触れずに満点にすることは望ましくないという指摘もあった。なお、試験科目をやめ、大学での単位取得を必須とすることも検討すべきという意見もあった。

## (5) 労働法

アンケート結果は、回答校27校を母数とすると、14校(51.9%)が「適切」、8校(29.6%)が「どちらかといえば適切」としており、両者をあわせると22校(81.5%)が肯定的に評価している。「どちらかといえば適切でない」「適切でない」との回答はなく、「どちらともいえない」としたのは5校(18.5%)であった。「適切」及び「どちらかといえば適切」という肯定的評価の比率は、2007年が75.6%、2008年が76.8%、2009年が90.6%、2010年が73.8%、2011年及び2012年がともに76.5%、2013年が85.1%、2014年が84.8%、2015年が81.0%、2016年が88.1%、2017年が90.1%、2018年が93.1%であり、本年は、ここ3年90%前後を維持していた肯定的評価がやや減少した。もっとも、「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせた回答の比率は、選択科目全体の中で第4位、「適切」との回答の比率は選択科目中第3位となっている。

問題の内容についてみると、第1問は、期間の定めのない労働契約により雇用されていた労働者に対する、成績不良と反抗的態度を理由とする解雇について、解雇の事由・手続の両面からその効力を検討し、さらに事後に発覚した事由(経歴詐称)の取扱いについても論じることを求めるものと思われる。また第2問は、労働協約に基づいて設置されている労働組合の掲示板から使用者が掲示物を撤去したこと、及び労働協約に基づいてなされていたチェックオフについて労働協約の解約により廃止することが、それぞれ支配介入の不当労働行為に該当するか、並びにその場合の救済機関及び具体的な救済方法について検討することを求めるものと思われる。

これら両問を通じたコメントとして、肯定的に評価した回答において挙げられている理

由としては、基本的な重要論点について問う問題であること、学習すべき重要判例を元に作問されていることなどが目立っている。

他方で、第1問に関しては、普通解雇における解雇理由追加の可否については判例・通説が確立しておらず授業でも詳しく取り上げないと思われるので受験生にはやや難解であったのではないかと、設問2については実務的に過ぎた「ハウ・ツー」的で不適切ではないか、事実整理を受験者に委ね過ぎであり事実関係に関する情報をもう幾何か設問内で提供すべきであったのではないかと、解雇理由の事後的追加の論点は懲戒解雇事由の追加に関する最高裁判例の射程というよりも労基法22条の解釈と関わる論点といえ、設問と出題の趣旨が合致していないのではないかなどの指摘が、また第2問については、掲示板に関する部分は裁判例を学んでいないとすぐには書けない可能性があるとの指摘が一部にあった。さらに、全体を通して、基本的な学習をしていれば確実に回答できる昨年のような問題と比較すると、出題趣旨が求める論点の発見や検討が若干難しいように思われるという指摘もあった。

以上を総合すれば、本年の問題の内容と難易度は、全体としては、例年と同様に適切なものとして良好な評価を行うことができるものと考えられる。

なお、出題趣旨・採点実感・最低ライン点の設定については、出題趣旨につき妥当な内容である、記述は明確であるなどの、また最低ライン点につき最低ライン割れの数が他科目に比べてやや多いが通常見込まれる範囲内である、その適否は各論点についての採点方法と絡むのでなんともいえないなどの意見が寄せられている。

## (6) 租税法

回答を寄せた21校のうち、8校(38.1%)が「適切」、7校(33.3%)が「どちらかといえば適切」、3校(14.3%)が「どちらともいえない」と回答し、「どちらかといえば適切でない」と回答したのが3校(14.3%)、「適切でない」と回答したものはゼロという結果であった。昨年は、「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせると91.7%であったのに比べると、今年は、71.4%になっており、やや厳しい評価となっている。ただ、一昨年は83.3%でかなり高い評価として受け止められていたことを考えると、今年も、積極的評価が7割を超えていることから、大きな流れとしては、それほどの変化はないととらえることもできよう。

「適切」であるとした回答に付記された意見をみると、「対象となる題材は、法科大学院の租税法の講義では必ず重要なものとして取り上げられる基礎的な概念・制度であり(低額譲渡、損失等)、…法科大学院における選択科目としての租税法の位置付けにふさわしく、また、学生間(学校間)の不公平はないものと思われる」「他方で、与えられた具体的事案から、一つ一つ問題点を正確に取り上げて論じることは必ずしも容易ではないと思われ、日頃から判例等を通じて具体的な法適用に立ち入った学習を行っている者と、規範の字面だけを追っている者との間では相応の差が開いたと想像され、…この点において、今回の出題は試験問題としての機能を果たしている」「事例にそくして所得税法と法人税法の基本的な理解を問う良問。第1問の設問4と、第2問の設問3は、制度に関する一般的な記述や解釈手法の立場からの評価を求めるもので、新機軸であるところ、いずれも法科大学院における学習内容からして無理がない」「退

職給与としての低額譲渡、災害損失、個人／法人間低額譲渡、低額譲受、借用概念論と、法科大学院で教えるべき、いずれも基本的な論点をストレートに取り上げており、適切である」「租税法に関する基本的な理解を問う問題となっている」「事例問題と所得の意義という基底的問題を適切に組みあわせており良問と考えられる」等の意見がみられ、高い評価が得られている。

「どちらかといえば適切」との回答に付記された意見の中には、「低額譲渡絡みの出題に若干の重複感がある点と、法人税のウェートがやや高い点が気になるが、第2問設問3のような新しいタイプの出題において工夫が見られ、また全体的な難易度も適当である点などが評価できる」などの評価のほか、「所得税法、法人税法において押さえるべき基本論点が問われているため適切な問題であるが、やや問題数が多いようにも思われる」「これまでの司法試験問題の論点との重複感がある」「個々の問は適切であるが、全体の分量が多すぎる」などの、さまざまな指摘がみられた。

また、「どちらともいえない」との回答に付記された意見の中には、「難易度としては適切だと思うが、出題範囲にやや偏りがある」「資産の低額譲渡があった場合の処理について、法人税法と所得税法の両面から問う問題であったが、問題点が絞られすぎているのではないかと、…また、設問の数が多かったので、手書きでの解答では時間が足りなくなるのではないかと」の指摘がみられた。

「どちらかといえば適切でない」との回答に付記された意見では、「実質的な問題数が多すぎるように思う。例年のような事例に対するあてはめよりも、知識と細かな条文適用を事務的に大量にさせる傾向の問題となっている」「第2問においては、事例の特性に関係のない単純な税法適用が問われており、受験生が混乱するのではないかと」「大問1及び大問2はいずれも資産の低額譲渡に関するものであり、論点にかなり重複がある」「大問2設問3は薬機法上のサプリメントの位置づけという租税法とは無関係の知識により解答の方向性が大きく左右される」「大問1及び大問2で設問の形式が統一されていない」などの指摘のほか、「法人税法の出題が多すぎる。最近では、…法科大学院の租税法教育は、所得税法中心となっているのが実情と思われる。出題委員においては、法科大学院における租税法教育の現在の実情を把握して、次年度以降は、かつてのように所得税法中心の問題に修正して欲しい」との出題範囲への要望も寄せられている。

本年度の租税法の出題は、法科大学院で教えるべき基本的な論点を取り上げ、事例問題を適切に組みあわせた良問であるとする観点から、概ね7割以上の高い評価を得ているが、他方で、設問の分量が多すぎるとの指摘が複数みられ、また、所得税法と法人税法のバランスとして、法人税のウェートがやや高いのではないかと指摘もみられた。本年度の租税法の問題については、昨年のきわめて高い評価に比べると、やや課題もみられるが、全体の流れとしては、概ね許容範囲に入っていると考えられる。今後も、司法試験の選択問題としての租税法の出題のあり方に留意して良問が作成されることが望まれよう。

## (7) 倒産法

回答を寄せた27校中、「適切」と答えたのは16校(59.3%)、「どちらかといえば適切」

と答えたのは 8 校 (29.6%)、「どちらともいえない」は 3 校 (11.1%)、「どちらかといえ  
ば適切でない」は 0 校 (0.0%)、「適切でない」は 0 校 (0.0%) であった。無回答は 19 校  
(41.3%) であった。「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせると 32 校 (88.9%)  
であり、今年度の選択科目の中では最も高い値である。また、この値は昨年度より約 5 ポ  
イント減少したが、依然 9 割近い高率である。

自由記載欄をみると、「適切である」との回答からは、「例年通り、破産法と民事再生法  
で 1 問ずつ出題されている点、概ね基本的知識及び重要判例に関する出題内容となってい  
る」「実体法と手続法の双方にわたって、基本的かつ重要な事項からやや応用的な事項まで  
をバランス良く問うものである」「基本的ではあるがきちんと考えないと解答できない問  
題であり、受験生の基本的な学力を的確に測れるとともに、翌年度以降の受験生に対する  
勉強の目安に係る適切なメッセージともなっている」「第 1 問の設問 3 及び第 2 問設問 2  
(1) は条文そのままの問題であり、具体的な事実を条文に正確に当てはめられるかを問  
うのは適切である」「第 1 問の建材廃材の撤去に関する請求権の位置付けの問題及び第 2  
問の清算価値保証原則の判断時期に関する問題は、若干細かい知識を問う問題となってい  
るが、特定の説で書かなければ点を与えないという採点基準を採らない限りは、難易度と  
して許容範囲内である」との意見があった。ただし、「租税債権の属性を考慮させる問題  
は、おそらくは出題者が考えているよりも奥の深い問題である。この論点は、不適切であ  
ったと思われる」との指摘もあった。

「どちらかといえば適切である」との回答からは、肯定的評価として、「基本的な理解  
を条文に即して問う問題であり、適切である」「基本的な論点を複数用意し、幅広く基礎的  
な知識を問う点は評価できる」「基本的な知識を確認し、かつ、考えさせる応用的な論点  
もバランスよく含まれている」などの意見がみられた。一方、消極的評価として、「設問  
の事案の中で、事実関係について不足している部分があるので、受験生に混乱が生じる恐  
れがある点がマイナスである」「回答すべき問題が多く、それぞれの問題を深く考察するこ  
とは時間的に厳しいように思われた」との意見があった。

「どちらともいえない」との回答からは、「問題レベルとしては良いが、時間との関係  
で設問数が多すぎる」との意見があった。

以上を総合すれば、本年の問題は、条文や重要判例の基本的事項に加えて応用的論点に  
ついて問うものであり、分量および内容ともに適切とする評価が大多数を占めているが、  
問題数が多いこと、問われる知識の細かさ、問題文における事実関係の不足についての指  
摘も散見されるアンケート結果となっている。

なお、出題趣旨等については、「懇切に説明がされており、受験生にとっても適切な情報  
提供となっている」「法科大学院における学習や指導の指針ともなる有益なものであると  
感じられる」との意見があったが、他方で、「特定の学説によれなければ得点できないよ  
うな出題は避けるべきであるし、特定の学説によらなければ得点できない採点基準を策定  
することにより最低ラインを下回る答案が続出する事態は避けるべきである」「一時期、  
倒産法による足切りが他の科目に比して多く、敬遠されて、受験者数の減少を招いた頃に  
比べて改善された」との意見や、各設問について以下の指摘があった。第 1 問設問 1 につ  
いて、「租税等の請求権」の定義(破 97 条 4 号)にも言及がある方がよいと思われる」「国  
税通則法 41 条に触れることなく解答することは困難であるように思われるが、出題の趣

旨においてはその点について触れられておらず出題の意図が不明確である」。第 1 問設問 2 (2) について、「財団債権と構成することを求めるのはやや無理があるのではないか」「出題の趣旨は『C が A 社に対し、800 万円を支払っていない段階で解除されているという事案の特徴』を踏まえることを求めるが、その趣旨がよくわからない」。第 2 問設問 1 について、「清算価値保障原則と債権の劣後化が問われている。出題の趣旨を見る限り、2 つの問題は別々に検討することが期待されているようである（なお、問題上は独立に検討することは前提とされていない）。しかし、劣後化を認める場合には清算価値保障原則の判断にも影響を与えることになるのではないかと思われ、この点についての出題の意図が不明確である」。

## (8) 経済法

経済法について、回答のあった法科大学院は 26 校 (56.5%。昨年より 1 校増加) で、無回答は 20 校 (43.5%) であった。

問題が「適切である」と評価したのは 9 校 (34.6%。昨年より 6 校の増加) で、昨年より改善したものの選択科目全体の平均 44.2%を下回っている。「どちらかといえば適切である」と評価したのは 9 校 (34.6%。昨年より 4 校の増加) で、肯定的な評価をした法科大学院の数は昨年より 10 校増加して 18 校で、回答のあった法科大学院の 69.2%を占める。これは選択科目全体の平均値の 75.9%を 7 ポイント近く下回っており、国際私法に次いで低い数字であった。

「適切でない」との回答は 0 校 (昨年より 5 校の減少) で、「どちらかといえば適切でない」との回答は 5 校 (19.2%。昨年より 1 校の減少) で、否定的な回答は昨年より 6 校減り、割合は約 25 ポイント減少した。なお、「どちらともいえない」との回答は 3 校 (11.5%。昨年より 3 校減少) であった。

「適切である」、「どちらかといえば適切である」とする回答は、基本的な論点を適切におさえながら、応用的な論点も問う適切な水準の問題であること、多数の論点を無理なく盛り込んだ基本的な良問で、第 2 問の問題解消措置はやや難しいが、直近の企業結合事例集に類例があり、応用問題として思考力を計る問題といえること、基礎的な知識に基づく体系的な理解を問う良問であること、実際に起こりうる事例をよく反映したものであること、受験生に事実について考えさせ丁寧に記述することを求めるもので、単なる知識の詰め込みをアウトプットする以上のことを求める点で、司法試験の問題としてふさわしいこと、不当な取引制限や企業結合規制についての基本的な理解を確認するのに相応しい内容であること、不当な取引制限及び企業結合事案に関する基本的知識及び応用能力を問う問題で、難易度として適切であること、を肯定的に評価する理由としてあげる。また、問題の水準自体は適切だが、①不公正な取引方法からの出題がない点、②いかに事実認定するかに過度に傾斜している点、③問題文中の一部事実につき特定書籍における設定を借用したかのようにみえる点、に疑問を呈する意見、第 1 問は標準的な問題だが、第 2 問は設問 2 の問い方が極めて不親切で、受験生はどこまで書けばよいのか戸惑っただろうとの疑問を呈する意見、オーソドックスな問題であり、論じるべきことが特定されており、商品または役務が特定されており、受験生が具体的なイメージを持ちやすいことを評価しつつ、分量が多いこと、農業や医療について知識を持つ受験生と持たない受験生とで問題文の読み

やすさに差が出るおそれがあることを懸念する意見もあった。

以上に対して、「どちらかといえば適切でない」とする否定的な回答は、第1問・第2問とも、複雑かつ長文の問題で、時間内に解析することを期待するのが難しいこと、第2問設問2の問題解消措置について、垂直型結合の検討を受験生に求めるのであれば、それが競争に及ぼす影響に関する事実をもう少し丁寧に書き込むべきであること、M社への事業譲渡は、競争業者への譲渡という一般的な問題解決措置の考え方を直ちに適用できず、その評価は困難であること、をその理由としてあげている。

### (9) 国際関係法（公法系）

アンケートへの回答は、19校からあった。これは、昨年から比べると3校の減少であった（無回答が27校）。そのうち、出題について「適切」と評価するものは10校（52.6%）であり、過半数に達している。「どちらかといえば適切」であるとするものは6校（31.5%）であった。これらを合計すれば、16校（84.2%）が適切であると評価している。どちらともいえないは、3校（15.8%）であった。「どちらかといえば適切でない」と「適切でない」との回答は、どちらも0校（0%）であった。昨年度は、「どちらかといえば適切」と評価するものが10校（45.5%）であったが、今年度は「適切」と評価するものが、実数では10校と同じだが、回答数の全体が減ったために昨年の45.5%よりも増えた。

出題内容について「適切」とする理由としては、「基本的かつ重要な国際法上の論点についての出題」であるとの評価がみられる。また、「国際公法の枠組理解の程度を試す良い問題」であるとか、「多様な形式があることを踏まえた上で、理解を問う形」となっていることも理由に挙げられている。さらに、いずれの問いも「基本的な知識と具体的事例へのあてはめを求める内容なので、標準的な授業と学習であれば十分回答可能」との評価があった。

どちらかといえば適切という回答には、必ずしも不適切であるというわけではないが、事例と設問が多岐にわたっており、解答時間を考慮すれば適当ではないなどの指摘が複数校の所見に含まれていた。すなわち、出題趣旨によると、第1問が公海の法的地位、海賊の定義、海賊に対する普遍的管轄権、国際司法裁判所の選択条項制度および先決的抗弁に関する出題であり、第2問が外交保護権の行使による国家責任の追及、非国家主体の軍事活動を支援する外国の国家責任および自衛権の行使の要件に関する出題である。これらの諸問題について、限られた時間内で、論点を読み取り、解答を行うことについては、論点が「多すぎ」であるとの指摘がみられた。

どちらともいえないと評価は、「小問の内容が各々独立し、かつ広い範囲に分散した内容になっており、記述には広範な知識と時間が必要であると思われる」とあるとか、「論点が多岐にわたっているために、すべての設問を十分に検討して解答するには高度な学習が必要」などの所見がみられた。

出題趣旨については、出題趣旨を公表することによって、透明性の確保に努力されていることとは思われるが、依然として出題趣旨が不明確であるとの指摘があった。「問題の適切性をよりよく担保するためには、出題の趣旨及び回答例を試験終了後直ちに公表することが望ましい」との指摘や、出題趣旨の公表にもかかわらず、一部の問題については「設問の趣旨を読み取ることが困難」との指摘があった。例えば、第2問の設問1では、「どの

ような国際法上の主張」が可能かを問うているが、曖昧であり、「外交的保護権が行使できるかどうかという問題と、どのような請求内容とすべきかという異なる 2 つの問題が含まれているようであるが、設問からすれば、受験生は後者のみが思い浮かぶのではないだろうか」との指摘があった。また、第 1 問の設問 3 に関する出題趣旨によれば、「エスタイ号…事件ではカナダの留保の有効性を前提としてカナダの先決的抗弁を認めたが、こうした判例が解答に当たって参考になるであろう」とあるが、趣旨が不明瞭である。選択条項受諾宣言の留保の有効性を問う問題なのか、留保の該当性を問う問題なのか、判然としない」との指摘や、エスタイ号事件判決が「出題趣旨で言うほど各法科大学院の授業で取り上げられているかどうかは微妙ではないだろうか」との指摘されている。

今年度のアンケートで求められていた「新たな法曹養成ルートの創設に伴う意見」については、9 校から意見が寄せられている。それらは、①現状でよいとする意見、②さらなる易化を求める意見、および③試験から選択科目を外すという意見とに区分けすることができる。

現状で良いとする意見は、2 校からあった。すなわち、「国際法の基本的理解を問う問題を出すという意味では適切であり、このような形式の試験を維持する必要があると考える」との意見と「国際法に関し学部時代から勉学に取り組んできた学生にとっては、適切なレベルの問題といえる」との意見である。

易化を求める意見は、7 校からの指摘に含まれている。現状においても、国際関係法（公法系）の出題対象は、「広範であり、包括的な知識を求めることは難しい」、「トータルでの学習時間が少なくなると思われること」、「最終学年に科目が配置され、試験時にはまだ学習が進んでいない分野を出題する場合には、配慮が必要となる」との指摘や、「学習時間が制限されることを考えた場合には、選択科目の出題範囲をさらに狭めるという方策」が考えられるとの意見があった。そのための具体的な試験の方法を示す案としては、「①現在、第 1 問と第 2 問で構成されているところ、第 1 問だけにする、②第 1 問と第 2 問の出題範囲をそれぞれ指定・固定する、③少なくとも第 1 問は特定の分野からの出題にする」という案があった。また、基本的知識を問う出題形式としては、いわゆる 1 行問題であってもよいとの意見もあった。

試験から選択科目を外す方がよいとの意見は、「試験から選択科目を外し、その代わり選択科目にあたる科目を 3 年次後期に授業での必修とした方が学生にとって負担が少なく、より効率的に学習効果が認められる」と指摘している。その場合には、学習の到達度の評価方法については検討が必要になるかと思われる。

#### (10) 国際関係法（私法系）

国際関係法（私法系）についての 27 校の回答のうち、適切と評価するものが 7 校（25.9%）、どちらかといえば適切であるとするものが 8 校（29.6%）となっており、積極的に評価するものは 55.6%となっている。他方で、どちらともいえないとするものが 8 校（29.6%）、どちらかといえば適切でないとするものが 3 校（11.1%）、適切でないとするものが 1 校（3.7%）であった。

こうした割合を昨年度と比較すると、適切であるとするものには変動はなかったが（25.9%）、どちらかといえば適切と評価するものが大きく減少したため（55.6%から

29.6%)、積極的に評価するものが大きく減少する結果となっている(81.5%から55.6%)  
(なお、その分だけどちらともいえないとするものが増加している(7.4%から29.6%))。  
他方、どちらかといえば適切でないとするものには変動はなかったものの(11.1%)、適切  
でないとするものが、1校(3.7%)ではあるが、出てきてしまったことは特筆に値する。

このようにみても、昨年度と比較した場合、評価の著しい下降が見受けられるとい  
うことになる。具体的な評価の中にも、論じるべき点が細かすぎるといった批判、記述す  
べき分量が多すぎるといった批判、(条文の趣旨を書くようにという指示があったこと  
につき)条文の趣旨は解釈の理由付けとして必要なかぎりを書くことで必要十分とす  
べきであるのではないかという批判、問題文や司法試験六法に示されていない知識を問  
うことになっているのではないかという批判、登載法令でない条約につき出題されてい  
る一方で登載法令である条約について出題趣旨で言及がないことへの批判など、さま  
ざまな角度から批判が寄せられている。

また、内容的にも、不法行為準拠法が外国法となる場合は機械的に通則法22条に言及す  
べきである旨の出題趣旨の記述への批判、「隠れた反致」「プライバシー」「著作権」  
といった問題につき受験生が十分に理解した上で回答できるのかといった批判、出題  
趣旨で日本民法797条・798条について言及することが期待されていると述べられてい  
るが、特別養子縁組にも言及すべきではないかという批判も寄せられている。

一昨年まで年を追うごとに積極的に評価する意見の割合が低下していたが、昨年におい  
て、その状況が大きく改善された。にもかかわらず、今年については、再び評価を大きく  
下げてしまった。上記のような批判が存在しているという事実を十分に勘案し、より適切  
な出題がなされることが期待される。

## (11) 環境法

回答を得られたのは合計16校と、昨年の26校から大幅に減っている。得られた回答の  
うち、「適切」とするものが7.5校(46.9%)、「どちらかといえば適切」とするものが4校  
(25.0%)、「どちらともいえない」とするものが3.5校(21.9%)、「どちらかといえば適切  
でない」とするものが1校(6.3%)であった(同一校が、おそらく2つの問題について分  
けて回答したものと思われるが、2つの回答を寄せているため、それぞれを0.5と数えてい  
る)。「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせた数値は71.9%で、前年より5ポイン  
ト程低下している。その一方、「適切」とする回答が46.9%と前年の30.8%を大きく上回り、  
パーセンテージだけでみると、昨年の「どちらかといえば適切」との回答の半分が、「適切」  
と「どちらともいえない」以下の反対方向の評価へ流れたような数値になっている。この  
現象は、本年の環境法の設問への評価の難しさを示すもののようにも思われる(無回答が  
約3分の2に上ることその表れだろうか)。

実際、記述式の回答をみると、同じ問題に対するものとは思えないほどに評価が分かれ  
ている。例えば、「重要事項を出題対象とし、平易な出題である」とか、「基本的な条文の  
理解…、基本的な仕組みを問うもの」とするものがある一方で、「通常の学修ではなおざり  
にされがちな」内容の出題であるとか、「現場の自治体職員でもなかなか気づかないような  
論点や…通常の法科大学院生の理解・考察を超えた論点まで挙げているが、それは通常の  
法科大学院での学修レベルを超えた要求であり、司法試験で期待される回答レベル以上の

過大な期待」との指摘がみられた。前者は「適切」との評価につながり、後者は「どちらかといえば適切でない」との評価につながっているようである。ただし、後者の意見も、第1問について「基本的理解を訊ねている」、第2問について「基本と応用にまたがる出題」とも述べている。設問は、基本的な制度理解等を問う部分が多かったと思うが、かなり細かい論点や最近の法改正の動向を問う部分もあり、どちらに目が向くかで評価が分かれたものと推測される（法改正の動向の問題に消極的な評価をする意見が複数あったことも、ここで言及しておく）。

ただ、基本的な制度理解を問う設問部分が多かったとしても、「どこまでの記述が期待されているのか判然としない設問も存在する」との指摘があり、「もう少し回答の方向性を絞り、かつ誘導すべきではないか」という指摘とおそらく共通の認識であろう。今後の3+2との関係で、「環境法は、ひねりの効いた問題になる傾向がある。…もっとシンプルな問題にしないと、在学中に学びきることができなくなるのではないか」との危惧を示す見解もあったが、やはり同様の問題認識があるのではないか。全体として、基本的知識や基本的な理解を問う設問を主体とすべきであるという考え方が、多くの法科大学院の共有する認識であることはうかがえる。

なお、設問のバランスに関し、環境行政法と環境私法からバランスよく出題されている旨の評価があったが、「全体として訴訟論が少ない」との評価もあった。

最後に、例年よりも「適切」、「どちらかといえば適切」の合計が少なくなっていること、他の科目と比べた場合にも決して芳しくはないことは、確かであるので、指摘された各点にも留意しつつ、改善の余地がないか否か、検討することが望まれる。

司法試験等検討委員会（50音順、本報告書作成に関わった委員のみ）

青木 孝之（一橋大学）小幡 純子（上智大学）北村 泰三（中央大学）

工藤 敏隆（慶応義塾大学）桑原 勇進（上智大学）高橋 直哉（中央大学、主任）

幡野 弘樹（立教大学）早川 徹（関西大学）早川 吉尚（立教大学）

松本 和彦（大阪大学）森戸 英幸（慶応義塾大学）

2019司法試験アンケート回答データ(\*小数点第2位を四捨五入)

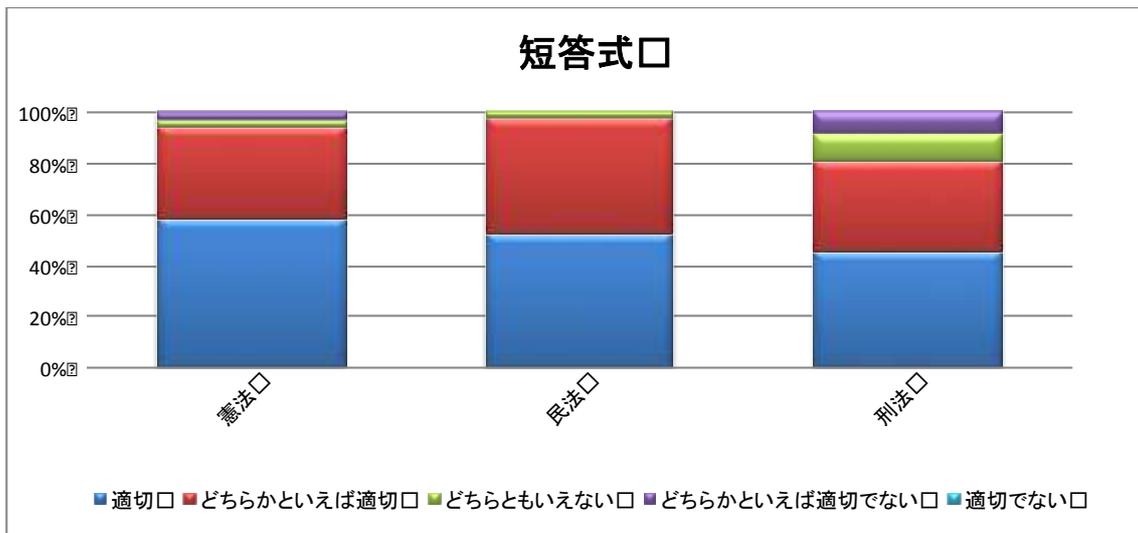
		適切	どちらか といえば 適切	どちらとも いえない	どちらか といえば適切 でない	適切で ない	回答合計	無回答	総計	評価abの 回答割合	
全体		275.5	203	64.5	26	8	577	251	828		
		47.7%	35.2%	11.2%	4.5%	1.4%	69.7%	30.3%			
短答式について	短答全体	60	45	6	4	0	115	23	138	91.3%	
		52.2%	39.1%	5.2%	3.5%	0.0%	83.3%	16.7%			
	憲法	21	13	1	1	0	36	10	46	94.4%	
		58.3%	36.1%	2.8%	2.8%	0.0%	78.3%	21.7%			
	民法	22	19	1	0	0	42	4	46	97.6%	
		52.4%	45.2%	2.4%	0.0%	0.0%	91.3%	8.7%			
	刑法	17	13	4	3	0	37	9	46	81.1%	
		45.9%	35.1%	10.8%	8.1%	0.0%	80.4%	19.6%			
	論文全体		215.5	158	58.5	22	8	462	228	690	80.8%
			46.6%	34.2%	12.7%	4.8%	1.7%	67.0%	33.0%		
必修全体		132	98	27	9	7	273	49	322	84.2%	
		48.4%	35.9%	9.9%	3.3%	2.6%	84.8%	15.2%			
公法系	憲法	14	17	7	0	0	38	8	46	81.6%	
		36.8%	44.7%	18.4%	0.0%	0.0%	82.6%	17.4%			
	行政法	27	11	1	3	0	42	4	46	90.5%	
		64.3%	26.2%	2.4%	7.1%	0.0%	91.3%	8.7%			
民事系	民法	21	20	0	1	0	42	4	46	97.6%	
		50.0%	47.6%	0.0%	2.4%	0.0%	91.3%	8.7%			
	商法	17	15	3	2	2	39	7	46	82.1%	
		43.6%	38.5%	7.7%	5.1%	5.1%	84.8%	15.2%			
	民事訴訟法	19	12	5	1	1	38	8	46	81.6%	
		50.0%	31.6%	13.2%	2.6%	2.6%	82.6%	17.4%			
刑事系	刑法	16	11	5	2	3	37	9	46	73.0%	
		43.2%	29.7%	13.5%	5.4%	8.1%	80.4%	19.6%			
	刑事訴訟法	18	12	6	0	1	37	9	46	81.1%	
		48.6%	32.4%	16.2%	0.0%	2.7%	80.4%	19.6%			
選択全体		83.5	60	31.5	13	1	189	179	368	75.9%	
		44.2%	31.7%	16.7%	6.9%	0.5%	51.4%	48.6%			
知的財産法		12	10	3	1	0	26	20	46	84.6%	
		46.2%	38.5%	11.5%	3.8%	0.0%	56.5%	43.5%			
労働法		14	8	5	0	0	27	19	46	81.5%	
		51.9%	29.8%	18.5%	0.0%	0.0%	58.7%	41.3%			
租税法		8	7	3	3	0	21	25	46	71.4%	
		38.1%	33.3%	14.3%	14.3%	0.0%	45.7%	54.3%			
倒産法		16	8	3	0	0	27	19	46	88.9%	
		59.3%	29.8%	11.1%	0.0%	0.0%	58.7%	41.3%			
経済法		9	9	3	5	0	26	20	46	69.2%	
		34.6%	34.6%	11.5%	19.2%	0.0%	56.5%	43.5%			
国際関係法(公法)		10	6	3	0	0	19	27	46	84.2%	
		52.6%	31.6%	15.8%	0.0%	0.0%	41.3%	58.7%			
国際関係法(私法)		7	8	8	3	1	27	19	46	55.6%	
		25.9%	29.6%	29.6%	11.1%	3.7%	58.7%	41.3%			
環境法		7.5	4	3.5	1	0	16	30	46	71.9%	
		46.9%	25.0%	21.9%	6.3%	0.0%	34.8%	65.2%			

全47校中46大学から回答あり。

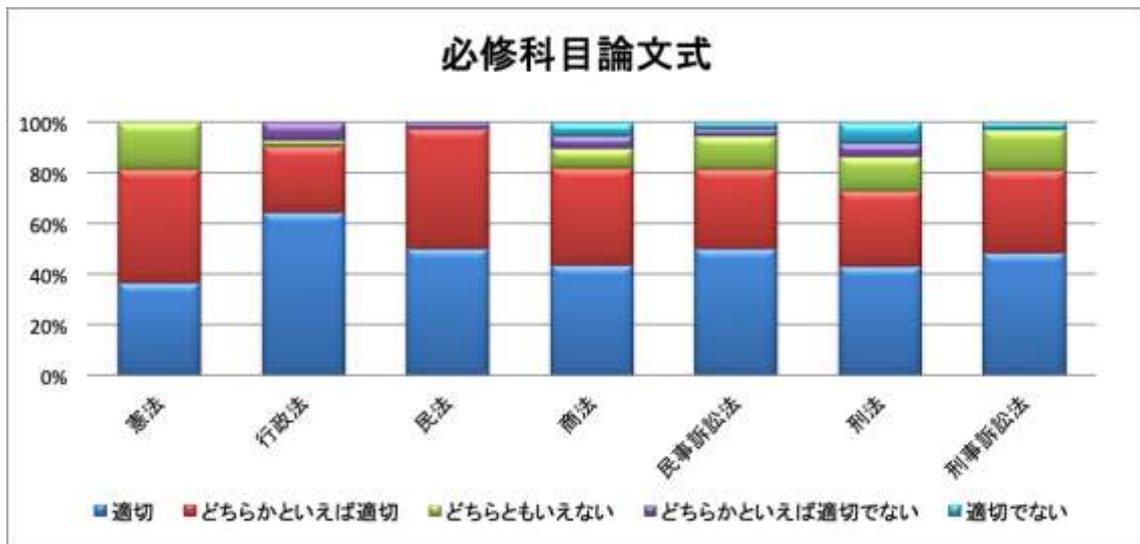
回答種別の%は、回答数に対する比率を表示している。

回答数中に小数点のあるものは、1回答校に複数の種別の回答があったものの比率を小数点に表示している。

	短答式				
	適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
憲法	21	13	1	1	0
民法	22	19	1	0	0
刑法	17	13	4	3	0



		必修科目論文集				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
公法	憲法	14	17	7	0	0
	行政法	27	11	1	3	0
民事系	民法	21	20	0	1	0
	商法	17	15	3	2	2
	民事訴訟法	19	12	5	1	1
刑事系	刑法	16	11	5	2	3
	刑事訴訟法	18	12	6	0	1



		選択科目論文式				
		適切	どちらかといえ ば適切	どちらともいえ ない	どちらかといえ ば適切でない	適切でない
選択科目	知的財産法	12	10	3	1	0
	労働法	14	8	5	0	0
	租税法	8	7	3	3	0
	倒産法	16	8	3	0	0
	経済法	9	9	3	5	0
	国際関係法(公法系)	10	6	3	0	0
	国際関係法(私法系)	7	8	8	3	1
	環境法	7.5	4	3.5	1	0

